

山口県介護施設等物価高騰緊急対策支援事業（食材料費補助金）について

1 事業の目的

- 物価高騰の影響により、利用者へのサービス提供に影響が生じないように、介護施設等に対し、補助基準額を上限として、令和5年度の食材料費の対前年増加額に係る経費を補助する。

2 補助金対象事業者一覧

(入所施設)	(通所施設)
ア 特別養護老人ホーム	ア 通所介護
イ 介護老人保健施設	イ 通所リハビリテーション
ウ 介護療養型医療施設	ウ 地域密着型通所介護
エ 介護医療院	エ 認知症対応型通所介護
オ 短期入所生活介護	オ 小規模多機能型居宅介護
カ 短期入所療養介護	カ 看護小規模多機能型居宅介護
キ 地域密着型特別養護老人ホーム	
ク 認知症対応型共同生活介護	
ケ 小規模多機能型居宅介護	
コ 看護小規模多機能型居宅介護	
サ 特定施設入居者生活介護	
シ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
ス 養護老人ホーム	
セ 軽費老人ホーム	

3 補助金の額

- 以下の①と②の額を比較して、**低い方の額**を補助金として交付する。

①食材料費の対前年増加額

$$\boxed{\text{令和5年度の食材料費}} - \boxed{\text{令和4年度の食材料費}}$$

②補助金の交付上限額

$$\boxed{\text{補助基準額}} \times \boxed{\text{利用者}}$$

区分	補助基準額
入所系	21,600円（利用者1人当たり）
通所系	6,400円（利用者1人当たり）

4 申請手続き

- 本事業は委託実施を予定しており、申請書提出先は受託事業者となる予定ですので、申請先については決定次第別途お知らせします。
- 本申請書は、光熱費支援金の申請書と同時に、かつ前年度と比べて簡便に作成できるように準備を進めていますので、受付開始次第別途お知らせします。

5 注意事項

- 食材料費の増加額を利用者に負担させているなど、事業所以外の負担としている場合は、補助金の算定対象外になります。
- 補助対象施設であっても、食事の提供を行わない利用者については、補助金の算定対象外になります。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊サービスの利用者数に入所施設の補助基準額、通いサービスの利用者数に通所施設の補助基準額を適用します。